

秋田県海岸漂着物等臨時対策基金条例案について

環境整備課

1 制定理由

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県海岸漂着物等臨時対策基金を設置する必要がある。

2 内容

- (1) 海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）第2条第2項に規定する海岸漂着物等をいう。）の円滑な処理及び発生の抑制に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県海岸漂着物等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとする。（第1条関係）
- (2) 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとする（第2条～7条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととする。

【参 考】

- 平成21年7月
「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」公布・施行
 - ↓
 - 平成21～23年度
地域グリーンニューディール基金事業
 - ↓
 - 平成25～26年度
地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物対策推進事業）
- ※平成24年度については、県単独事業で実施。